

第9回環境社会配慮審査会

日時 平成17年2月9日(水) 14:00~17:00

場所 JICA本部 11階AB会議室

出席委員 (敬称略)

委員/委員長	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構代表取締役社長
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科講師
委員	平野 宏子	東京都水道局練馬東営業所長
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ代表理事
委員	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部主任研究員
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科助教授
委員/副委員長	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長
委員/副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学環境デザイン学科助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所弁護士
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

欠席委員

委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学文学部総合文化学科助教授
委員	杉前 昭好	元大阪府環境情報センター情報企画室長
委員	田中 章	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科助教授
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院法務研究科教授
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部助教授
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学地圏科学研究センター教授

注) 委員以外の発言者

田中 研一	独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員
比嘉 勇也	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 環境社会配慮審査室

1. 審査会運営方法案の協議

村山委員長 それでは時間になりましたので、第9回の審査会を始めさせていただきたいと思います。今日は特に検討すべき案件がありませんので、これまで幾つかご担当いただいた案件を踏まえて、今後の進め方を中心にご議論をお願いしたいと思います。

最初に今日の資料を確認していただきたいと思います。事務局からお願いします。

上條 JICAの上條です。お手元の資料ですが、今日は非常に薄いもので、右肩にAC.9-1と書いてあるものがあります。めくっていただくと、AC.9-2という1枚の紙がありまして、運営方法(案)後でご説明させていただきます。AC.9-3も1ページですが、答申の形式(案)というものを作りました。あと、AC.9-4は、今後諮問を行う案件の予定を書いています。また、前回議論した諮問の案件が三つあったのですが、カンボジアの国道一号線とフィリピンのメトロマニラ排水機能向上、バングラデシュのパドマ橋、その前回の議論を踏まえて、答申のほぼ最終のものになると思っているのですが、それを今お手元に配っています。以上です。

村山委員長 ありがとうございます。ご確認いただきましたでしょうか。

それでは議題に入らせていただきたいと思います。まず、審査会の運営方法案について協議をお願いしたいと思います。これまで何件か進めてきましたが、少し簡略化すべきもの、逆に充実させるべき部分があるように思いますので、事務局と相談して、今後の進め方について資料を作成いたしました。最初に事務局からご説明いただいて、そのあとにご意見を頂きたいと思います。

上條 それでは、AC.9-2を見ていただきたいと思います。最初に、過去8回開いてきた現在の流れと、前回、濱崎さんから案を頂いていますので、その案と、あとは事務局の案という形で流れを図で示しています。

現状の流れは皆さんご承知のとおりですが、最初に報告書をお送りしたあとに、まず書面で質問を出していただいて、それも皆さん1回か2回やっていただいていると思うのですが、それで審査会を開きます。審査会の場で、答えるところは口頭で答えて、答えられなかった部分は後でまた回答書という形で皆さんにメールでお送りする。その回答書を見ていただいたあと、またコメントを書いていただきますが、コメントの種類に応じた要求・提案・その他という書き方をさせていただく。それを頂いたあとに、私どもで答申案という形の体裁にして、それに対して意見書という形でJICAの意見を書いて、それを会議の資料として、審査会の場で前回していただいたような協議をして、その結果に基づいて答申を作成するというのが現在の流れだと思います。

参考までに濱崎さんのご意見ですが、もし私の説明が間違っていたら追加していただきたいのですが、前回頂いた案では、報告書の説明は特に要らないと。通常の場合ということな

のですが、報告書の説明は要らなくて、報告書をお送りして、それに対して各委員のかたにコメントを出していただいて、それを JICA が答申案の形にまとめて、それに対して JICA の意見を出して、それだけを材料に審査会で答申案を議論したらいいのではないかと、それで十分ではないかというのが、濱崎さんのご意見だと思います。

事務局の案としては、大体その中間のようなものですが、それを説明させていただきます。これは月曜日に審査会を開くということを想定していますが、まず報告書を出す。その1週間後ぐらいに月曜日が来るという想定ですが、その月曜日に審査会を開くときに、これは審査会の議題に入れないということですが、審査会とは別に説明会を開く。これは委員のかたに理解していただくというのが趣旨ですので、議事録は取りません。委員のかたにも、書面での質問は事前には求めません。1週間ぐらいの間に読んでおいていただいて、質問などを用意しておいていただいて、その質問と回答はすべてこの説明会の場で終わらせる。ですから、その場で質問をしていただいて、その答えを JICA から返すということです。

ですから、これは月曜日ごろにやります。月曜日の審査会の議事にもよるとは思いますが、議事が多いときは、例えば午前中 11 時ごろに担当する委員のかたには来ていただいて、説明会のセッションをお昼ごろまでに終わらせてから審査会をやるということもあるでしょうし、審査会の議題が少ないときであれば、審査会を早めに終わらせて、そのあと説明会をやるということもあると思いますが、審査会とは別に説明会を開く。ただ、同じ月曜日にやるということです。

月曜日に説明と質疑応答を終わらせるという前提ですが、そのあと日曜日までにコメントをメールで送っていただく。ですから、そのときには要求・提案・その他という形でコメントを出していただく。そうしましたら、私どもは月曜日中にそれをただまとめるだけです。機械的にただ順番を並べ替えるようなことだけをして、答申案を月曜日中にまた皆さんにお送りする。

そのあと、私どもは頂いたコメントに対する JICA の意見を、参考までに、水曜日か木曜日ぐらいまでには作ってお送りする。それを見ていただいて、担当委員のかたは、次の月曜日に審査会を開きますので、審査会の場で答申案と JICA からの意見を基に答申の文章を考えていただくということです。ですから、答申に盛り込むべきコメントの種類や表現ぶりなどをまとめていただく。そこに審査会は集中していただくという趣旨です。

議論は全部終わらないとは思いますが、そこで議論をしていただいて、審査会の指示に基づいて、また私どもで1週間ぐらいの間に、答申の最後の、編集のようなことが多いとは思いますが、そういう作業をさせていただいて、メールベースで最終確認をしていただき、委員長の確認を頂いたあと、答申文書をセットする。以上が、事務局案の説明です。

それが大体、この文章に書いてあることですが、もう一回、念のために文章のほうも紹介させていただきますと、まず1番はここに書いてあるとおり、グループ分けをしましょうと。二つのグループぐらいに分けたほうがいいのではないかと。あとは、諮問の順に従って、順番に担当していく。その時に、もし担当する案件がご自身の業務と関係があるとか、ご自身の

関係する人と関係があるとか、近いかたが関係があるということがあれば、審査には関与してもらわない。意見はもちろん言っていただいているのですが、審査には関与しない。それはご自身で言っていただければと思います。「この案件はちょっとこういう理由があって、自分は審査には関与しません」と言っていただければ、そのようにするという事です。

運営の仕方についてですが、幹事会というものを作ったらいいのではないかということですが、今は議事運営は委員長と副委員長にご相談しているのですが、それに二つのグループの中からも人に出ていただいて、意見調整をするとか、グループによって偏らないなどということがありますが、バランスを取るという趣旨で幹事会を開く。

2番は、JICAが報告書を送るときに、審査会の場でもご指摘がありましたが、補足資料を作る。補足資料とはどういうものかということ、案件概要の1枚とか2枚の紙、あとはその国のEIAとこのレポートの関連がどうか、今後のスケジュールのようなこと、現在までの経緯と今後の段取りのようなことを説明するような紙をつけるということです。ですから、補足資料といってもせいぜいA4で2～3ページぐらいのことを想定しています。これは担当委員以外のかたにも送ってくれというご指摘がありましたので、そう書いてあります。ただ、これも、もし要らないということであれば、削除してもいいと思いますが、今の時点は担当委員以外のかたにも、一応、関連情報という趣旨でメールでお送りするという事です。

3番は先ほど説明したとおりですが、説明会を開き、曜日は審査会と合わせる。審査会を開く月曜日に説明会も開くということです。ここは議事録は取りません。

4番は、これも繰り返しになりますが、説明会のあった週の6日後ぐらいの日曜日までに、コメントを、要求・提案・その他ということで、審査室の担当者にメールをしていただきます。

5番ですが、それを月曜日にJICAの担当が並べ替えて皆さんにお送りします。

6番ですが、JICAの意見書を水曜日か木曜日と想定しているのですが、それまでには皆さんにお送りします。

7番、審査会当日ですが、そのときには答申案ができていますので、それとJICAの意見書をベースに、答申に盛り込むべきコメントとその種類、文言を審査会で議論していただいて、最終案を作成していただく。

8番ですが、その最終案もまだ少し調整する作業があると思いますので、それを審査会から私どもに指示していただいて、その指示に基づいて作業を行います。答申案の最終、セットする案を作りますので、それをまた皆さんにお見せして了解ということになれば、委員長にも了解をもらって答申をセットする。それを大体1週間以内ぐらいには終わらせたいと想定しています。以上です。

村山委員長 ありがとうございます。というような案を作成していただきました。これまでの委員の方々のご経験を参考にさせていただいて、こういった形でいかがかということですが、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、平山委員。

平山委員 今、事務局の案を説明していただいたわけですが、非常にご苦労されたという

ことがよく分かります。けれども、私自身、役所にいて仕事をした経験があるのですが、その時に、「ここは言ってもしょうがないか」とか「ここはもうちょっと頑張るべきであった」とか、そういう意味で、みんなの意見、意見というより雰囲気でもいいのですが、一つにまとめ上げる時に一番重要であったと思うのは、実際にそれを担当している人の説明、現場の説明、それからこの件に一番詳しく関わっておられる JICA の人の説明といったものが、一番力があつたという気がします。

長い時には、それこそ一晩中かけていろいろなヒアリングをしたり、ご存じかもしれませんが、国会答弁を作ったりするときでも、地方の人にとずっと待っていただいてやるということがあって、その基礎があって初めていい答申案とか、意見というものができたような気がするのです。そこには、惜しみなく時間をかけるべきであるというのが私の基本的な考え方です。

もう一つ、私は海外の UNEP(ユネップ)で仕事をしていたことがあるのですが、その時に、酒飲みベースなのですが、JICA のプロジェクトや世界銀行のプロジェクトなどいろいろありましたが、それを担当しておられる人が口をそろえておっしゃるのは、「東京は何も分かっていない」。これは JICA のことではなく、各省のことかもしれません。要するに何も分かっていない。そのくせ格好いいことばかり言う。それでこちらは板挟みになって困るという不平というか、不満というか、そういう声を随分聞かされました。これは例外なく、どのプロジェクトについても聞かされたという気がします。

ですから、この2点を考えますと、どういうやり方がいいのかということもありますが、審査会で報告書の説明をするとか、説明を聞かせていただくとか、審査会とは別にざっくばらんな現場の意見を聞かせていただくとか、JICA の人はこういう時どのように考えて、どのように対応されているのかとか、そういうことまで含めて話を聞かせていただく場が私はぜひ欲しいと思います。その意味で、これは今までの経験からいって、濱崎委員の案は、検討する時間があまりにも短すぎるのではないかと思います。審査会での報告書説明を全部切っておられるところは、私としては、きちんとした審議をする時の意味がないのではないかという気がします。

といいますのは、私はカンボジアの国道一号とパドマ橋の件を担当しましたが、カンボジアの件は私の方が、事情があって最初の説明会のときに来られませんでした。パドマの説明会のときには、別室で議論をしましょうということで説明会を聞けませんでした。要するに、担当した2件とも、実際の報告書を担当された方の、少なくとも生の声らしきものに触れる機会が全くありませんでした。それでコメントを書くということではあつたのですが、非常に形式的な流れでのコメントしかもちろん書けませんでした。それはコメントを受け取られる人にも、言うほうの人にも、審査会全体としても、賢明ないい成果が上がったとは私は思わないのです。

その意味で、この審査会で報告書の説明を受ける、もしくは担当委員に報告書の説明をするということは是非何らかの形で生かしていただきたい。もし審査会とは別に担当委員だ

けで聞きましょうということであるのならば、興味のある委員は参加してもいいという形にしていなければと。少なくとも私はどちらかという、こちらの方を重視して聞かせていただきたいということがあるので、その2点を意見として述べさせていただきます。

村山委員長 今おっしゃった意味では、これまで報告書の説明をかなりフォーマルにやっていたのですが、そこを、議事録を取らないという形で、フォーマルのレベルを少し下げて、非常にざっくりばらんな形で意見交換ができるようなスタイルにしたらどうかということです。例えば時間帯も、もし委員の先生方のご都合が合えば、月曜日の午前中にそういうものを少し設けるということも多分考えられると思います。そういう自由度を広げようということが一応念頭にはあるのだと思います。

濱崎委員のものは、もしかしたら趣旨がうまく伝わっていない、あるいは現場をよくご存じだからということもあるかと思いますが、何かありましたら。

濱崎委員 反論というわけではありませんが、まず確認したいことが2点あります。一つは、来年度からガイドラインが本格運用になっていって、我々が審査すべき案件数が増えてきた。それで従来の方法で対応が可能かどうかということなのです。私の記憶は定かではないのですが、上條さんの話ですと、たしかカテゴリAが年間に20件ぐらいは・・・。

上條 今動いているのが20です。

濱崎委員 年間どのぐらい入ってくるか分かりませんが、まずそれを全部十分にこなしていけるかどうかということが重要かと思います。とはいっても、簡単に審査を終わらせるということもおかしいことだろうと思います。

私がなぜ報告書説明を外したというか、特に必要がないと思ったかという、これから報告書が完成して一人歩きします。そうなってくると、その報告書を読んでこの案件がどうかという判断を様々な人たちがしていくわけです。その報告書を作成した人たちが説明を加えないと分からないような報告書というのが、私は問題だろうと思います。ですから、そういう意味では、報告書は独立して、すべての報告書に込められた思いとか、計画というものが全部反映しているべきだというのがあります。

かといって、説明を聞くということは、そこにコンサルタントの方がいらっしやったり、JICAの事業の担当の方がいらっしやったりすると、本当に公平な審査が可能かどうかということも、私は気になるところです。ですから、そういう意味では、我々はもらった報告書に対して、その報告書のところの環境社会配慮がきちんとされているかどうかということも淡々と判断していくことが求められているのではないかと思います。

もし、時間が許して事務局案のようなパターンであるにしても、報告書説明をもし入れるとすれば、報告書の諮問・送付の前の段階が同時に入れるのがいいのではないかと思います。以上です。

村山委員長 ありがとうございます。はい、遠藤委員。

遠藤委員 意見と質問を一つ。私は今の濱崎委員の意見に賛成いたします。ただ、我々がレポートを見ただけでコメントを出すには、やはり確認が必要だというプロセスで、事務局

案がいいのではないかという私の意見です。

それから、過去に私が参加した審査会では、コンサルタントが毎回出てきて、コンサルタントのいる場でしゃべりにくいというようなところもありました。コンサルタントには毎回出てもらう必要があるのでしょうか。説明の1回だけに限らせてもらっても良いのではないかと思います。

村山委員長 ありがとうございます。これは委員の方々が判断をしていく部分ですね。今期の審査会はこの形で、来期はどうなるか分かりませんが、少なくともこの委員でやっていくということですから、委員の方々のやりやすい形でやるべきだと思っております。

満田委員 私も事務局案に賛成です。確かに濱崎委員がおっしゃるような審査の公平性や報告書のみでの勝負というのは重要と思いますが、やはりこちらも誤解しているところもあるでしょうし、コミュニケーションを図りながら、「こちらはこう解釈しましたけれども、どうなのですか」ということを聞いて、「いえいえ、これはこういう意味です」と、そういうやり取りの中で、お互い、コンサルタントの方も気づいたり修正しなければとったりすることもあると思います。

それから、今までの答申の作り方が、どちらかというと、個々の委員が報告書を集中して読んで、個々に出してきて、それを一緒にしているだけかなというのがちょっと気になることです。このプロセス自体はいいと思うのですが、最終的に答申案を協議するとき、要は個々の委員の意見のつなぎ合わせではなくて、審査会としてはこういう答申を出すということで、お互い相補うような形の答申を目指すといいと思います。

それには、例えば JICA さんも「いや、JICA としてはこういうことを考えている。その審査会の意見はこういう事情を考えていないのではないか」と大いにインプットしてくださってもいいような気がします。審査の独立性などを議論されるときに、事務局からのインプットはないほうがいいのではないかというようなご意見もあると思いますが、ただ私としては、常に自分が出すコメントが、例えば行きすぎではないかとか、足りないところがあるのではないかと。その辺、やはり JICA の担当されているかたや、もちろんコンサルタントのかたも事情を一番よくご存じだったりしますので、議論の中で、ぜひより良い答申を生み出していただけるようにしたいのではないかと思います。

その関係で、確かに遠藤委員のご指摘の点も分かるのですが、最終的にコンサルタントの方が、ファイナル・ドラフトを持って現地に行き説明をしなければいけないことになりま。私は、一番大事なのは最終的に現地のカウンターパートと認識を共有することだと思っておりますので、コンサルタントの方が出席することが可能であれば、議論を聞いていただくのは大いに結構なのではないかと思います。以上です。

和田委員 意見と質問ですが、まず私も基本的に、流れとしては事務局案に賛成です。基本的に報告書に対する審査ということですが、報告書を読んで、なかなか一目瞭然でない、理解できない部分を質問するということが非常に大きな意義を感じますので、どこかで報告書説明会というのは入れていただきたい。

ただ、そのためには報告書を十分に読み込んでおくことが前提ですから、これまでの経験でいうと、ちょっと報告書を読む時間が足りない、日数が足りないという気がしております。例えば7日、もしくはもう少しあれば、どこかで読む時間は取れるでしょうが、この事務局案では、報告書送付から報告書説明まで7日と書いてありますが、最低限これぐらいの日数は取っていただきたい。できれば、もっとあったほうがありがたいと思っています。それは報告書説明会を十分に意味のあるものにするためにということです。

それから、報告書説明の後でコメント提出まで6日と書いてありますが、報告書説明会で十分な回答が得られれば6日でも足りるとは思いますが、これまでやってきた説明会では事後的に回答するということがかなりあったと思います。その意味でいうと、事後的な回答をする場合は回答書が返ってきてから、やはり6日ぐらい頂かないと、十分なコメントが書けないのではないかと。その意味でも日数に配慮していただきたいというのがあります。

最後に質問ですが、報告書説明会をやるとすれば、これまでテレビ会議で神戸でやっておりましたが、その手法はとれなくなるという理解でよろしいのでしょうか。

村山委員長 まず、事後的な回答書の扱いですが、現状のフローでは回答書提出というのが入っているのですが、事務局案ではそれがなくなっているわけですね。ですから、公式な形での回答書というのは今のところ考えていないということによろしいですか。

上條 そうですね。

村山委員長 ですから、少しインフォーマルな形での情報提供というのはあると思いますが、これまでのような正式な形での回答書というのは今のところ想定していないということですね。

それから、兵庫で同時に開催するという可能性があるかどうかということですが、これはグループの作り方にもかかわるところがありまして、今のところ、もしこういった形で二つに分けていいということで、地域的なことも考慮してメンバーを構成すれば、中継をするという可能性もあると思います。そのあたりは具体的なメンバーの構成で少し動いてくるのだろうと思っています。

他にいかがでしょうか。できれば各委員の方から頂ければ。はい、夏原委員。

夏原委員 私も事務局案に賛成です。一つは、本文の2番に資料を添付とありますが、特に私が得意としている自然環境の分野ですと、EIA そのものとか、どの程度のデータに基づいて報告書が作成されているかというオリジナルなデータを閲覧することが望ましいと思っています。全てについて送っていただく必要はないのですが、こちらが報告書を読んで必要な場合に、例えば説明会の当日に閲覧させていただくか、それ以前に送っていただくというような段取りが見つくようにしていただきたいというのが一つです。

もう一つは、報告書説明会のときに十分に周囲の自然環境の状態が分かるような写真をぜひ多く見せていただきたい。直接プロセスには関係ありませんが、そういう要望があります。

村山委員長 分かりました。バックデータの提供をぜひお願いしたいということによろしいですね。

それでは、他にいかがでしょうか。はい、田中委員。

田中副委員長 今回の委員の方々の意見を聞いていて感じたのですが、ここでの事務局案の話ですが、例えば現状のフローでは、説明会以前に書面で各担当委員が質問事項を出してきて、それを説明する側も当然ある程度把握した中で説明をしている。説明しきれないところ、質疑応答が不十分なところは後日回答書という体裁をとっているかと思います。しかし、この部分を省いてしまったときに、各位委員が報告書を読んだあとに一体どれだけの質問があるか、明らかにしたいことがあるかということが把握できない。その中で報告書を説明して、さらに質疑応答となった場合に、ここでの報告書説明会というのが終わりのない話し合いになってしまうのではないかという危惧があります。

ですから、この報告書説明会というものをどのように位置づけて、どこまでを議論するのかということを決めておかないと、この案がうまく回っていかないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

村山委員長 そうですね。これまでは質問を事前に出していただいていたので、そういう意味ではある程度収束できる部分があったと思います。それをなくした場合にどこまでいくのかということですね。そういう意味では、書面で正式に提出していただくかどうかはまた別にして、ある程度質問の内容については事前にご用意いただくほうがいいのかもかもしれませんね。

国内でかかわっている審査会のイメージでいうと、大体、書面の説明プラス現場視察をしながら、担当者といろいろインフォーマルに議論をして、それでいろいろと情報が入ってくるというパターンが割と多いと思います。こちらの審査会の場合は、どうしても現場へ行くというのが基本的に無理なので、非常にそういう制約がありますから、ご指摘の点は非常に大事かと思っています。

本当は私も現場に行ってみるべきだと思っていますが、ガイドラインの改定の段階からそのあたりを危惧しております。どこまで書面だけでやれるのか難しいなと思っていたのです。

平野委員はいかがでしょうか。

平野委員 案に関しては、多分濱崎委員のお考えとして、審査会としての独立性を担保するという趣旨でこういうご提案があったと私自身は理解しています。それも非常に重要なことのひとつだと思います。ただ、もう一方で、前に、富本さんからコメントがありましたし、他の委員の方々からも今ご意見がありました。どうやって審査会のコメントを実態と乖離させない内容にしていくかという部分で、やはりコミュニケーションを取ることが一つ有効な手段であるかと考えております。ただ、それを本当にどうやって効果的にやるかということが、多分今皆さんの議論になっている部分で、その説明会の中でどのように質疑応答を有効に実質的に意味のある形でやっていくかということになるかと思っています。

私もこの案を拝見したときに最初に感じたのは、質疑応答をどういう形でやるのかということなんです。今まで書面で事前に出させていただいていたものでも、やはりきっちりした回答をとると時間がかかる形があったと思いますので、この日に突然出てきて、すべてここ

で回答が出せるということは現実的には少し難しいのかなと。その場合にどういう形で、どういうタイム・スケジュールでそのフォローをしていくのかということこそをきちんとさせて、それを踏まえたスケジュールにしていく必要があるかなという点が一つです。

それから、その時の回答にしても、ご担当者の方がこういう形ではないかのご判断されている部分と、組織的に判断できている部分とそうではない部分とがあると思いますので、それがある程度分かる形でのご回答を頂いたほうがよろしいかと思っております。

それから、報告書説明会を審査会以外に別途設けるということですが、私もきちんとやっていくためにはそれなりの時間を必要とすると考えております。その点は平山委員と同じです。これについては、先程平日の日中とか月曜日の午前中にご都合が合えばというお話でしたが、審査会以外に更に平日の日中に時間を取って来るということは、かなり厳しいかなと私個人の場合は思います。例えば、夜間や何か、皆様のご都合を伺いながら、そういう可能性も探していただければありがたいなと、これは私の希望です。

それから、先程現地を見ていないので皆さんご不安だというお話がありましたが、今後可能であれば、現地にいらっしゃるコンサルタントの方に、現地の状態を、例えばビデオで概要が分かる形で撮ってきていただいて、それを事前に見られるようにしていただくとか、もしくは説明会の時に見せていただくといった形にしていただければありがたいと思っております。これもまた希望ですが、よろしく願いいたします。以上です。

富本 私、所用がございまして、45分に行かなくてはいけないので失礼いたしますが、今の平野委員、濱崎委員のご意見は非常に貴重なご意見だと思えました。やはり JICA として最終的に責任を持つべきは、成果品としての報告書の中身であって、その書きぶりは最終的に品質も問われてきます。そこで十分な情報が書き込まれているか、あるいは十分でなければ条件をつけたり、こういう条件が満たされない限りは断定的な提言は避けるというようなことを、これまでの審査会の中でいろいろご示唆いただいたことは、JICA としても非常に貴重な経験だと思っております。

同時に、現場はもちろんいろいろな問題がありますので、現場に行って見ていただくのは必要なことかもしれませんが、現実的にはそれは非常に難しいことですので、それに代わる方法を考えなくてはならない。同時に日本や諸先進国の経験から、客観的に見てこういうところが足りないということを審査員の方からご示唆を頂くということも、現場で泥まみれになっていると、そういう客観的な目が抜けることがありますので、そういう点からご判断いただくということは重要ではないかと思っております。そのうえで、仮に事務局案で行くとすれば、説明会のやり方を現場の生の息遣いが伝わるような工夫をしていくということが課題部やコンサルタントに課せられているのではないかと思います。

他方、コンサルタント業界もこの審査会の動きについては非常に熱心に見ておられまして、この間も実は意見交換をしました。中には、細かい技術的なご質問もあったので大変だったというコンサルタントもいますが、全体としてはぜひ協力したいと。ただし、その時にコンサルタントとして何をすべきなのか、JICA としてしっかり指示をしてくれ、役割分担もはっ

きりしてくれというようなご意見もありました。

私は、できるだけ課題部の担当者なり、チーム長なり、グループ長が説明をして、本当に補足的なところをコンサルタントにやっていただくということが本来の趣旨ではないかと思っておりますし、その意味では課題部の職員もよく勉強して、皆さんにお分かりいただけるような説明をしなければならないなと思っております。まさに平山委員がおっしゃったとおり、説明ぶりによって審査の内容も相当影響されることもあると思っておりますし、JICA 側がそういうことを十分理解して説明することも重要ではないかと思っております。

そういう意味から、この説明会の在り方を工夫するということが非常に重要なことだと思いますが、今までお聞きした意見は、我々としても真摯に受け止めたいと思っております。以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

作本委員はよろしいですか。

作本副委員長 一つすみません。私も事務局案がいいと思いますが、今、田中（奈美）さんがおっしゃったように報告の説明会をどう持つかということを決めておかないと、単なる事業紹介で終わってしまうという危惧感は私も強く持っております。

もう一つは、事業によってはあまり環境影響が大きくない、あるいは場合によっては大きいという区別が成り立つものだと思います。これはモデルとしての事務局案の流れであって、特に環境社会配慮の面から大きい影響を与えるものについては、やはり慎重に、それについては場合によっては下の、審査会において答申案協議というのを2回繰り返して行ったりか、繰り返しフィードバックしながらやるというような例外的な流れというものを一緒に認めていただきたいと思っております。

遠藤委員 今までの審査会は2時から5時までの3時間に何件も説明会があり、我々の質問をする時間が限られている、また答申案の協議も中途半端になっていて、要求事項だけの意見交換をやって、提案はさらりと行くというか、ほとんど他の方の意見についての意見を述べる時間がない。そういう意味で、運営方法としてはぜひ、一つのテーマで何回も審査会をやるというのではなく、審査会をやるのであれば、その日だけ1時間とか1時間半かけていただくというような形で運営していただければ、私は十分行けるのではないかと考えております。

村山委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、中谷委員。

中谷委員 私も運営方法については事務局案でよろしいのではないかと考えております。ただ、夏原委員からもありましたが、報告書を送っていただいた時点で、説明会の際、こういったポイントを特に説明してもらいたいといった要望を受け付けることが可能な形にしていただけないかと思っております。以上です。

満田委員 先ほど作本委員が言われたように、もし1回の協議で終了しなかったとき、柔軟な措置を執っていただきたいということを希望しております。それからもう一つ、これは個人的に皆さんのご意見をお聞きしたいのですが、今 JICA の事務局の方が答申案を作ってく

ださっていて、これは委員の負担という意味では軽減されていてありがたいと思っています。ただ、幹事会のようなものができれば、委員会の中で答申案を作ること、幹事の方にご負担がかかるかもしれませんが、可能かなと思っています。本来であれば、審査会の中で答申案も答申も作っていくというのが望ましいと思っているので、この辺について皆さんのご意見を伺いたいと思います。

村山委員長 はい、分かりました。ひととおり伺ったように思いますので、いったん集約をさせていただきたいと思います。基本的に事務局案のラインで多くのご賛同のご意見を頂いたと思います。ただ、やはり報告書の説明をいかにやるかというところに割と議論が集中していると感じました。事務局案では報告書を送付して、次はもう説明会という形になっていますが、今のご意見からすると、事前に何か質問を受けておいたほうがよさそうだという感じがしました。

さらにはこの日数が、濱崎委員は短くていいというご意見でしたが、和田委員はむしろもう少し長くというお話でしたので、このあたりは少し議論が分かれるところかもしれません。7日くらいあったら十分かなと私自身は感じております。

報告書の説明会については、濱崎委員から、報告書が全てなのだから、特に開く必要はないというご意見もあるのですが、他の委員の方々からのお話を伺う限りは、一度は開いていいのではないかと。ただ、報告書が不十分だから説明会で間に合わせるといふ本末転倒なことはやらないという原則はあくまでもあるということです。

さらに情報提供について幾つかご意見を頂いたと思います。特に理系の先生方だと思いますが、やはりバックデータが必要だということがありますので、そういった点を事前にお知らせいただく、あるいは現場の状況を把握するという意味で、ビデオを流していただくといった仕組みを今後検討していければいいのかなということです。

さらに、この報告書の説明会のところでどの程度議論するかというところは非常に難しい感じがしますので、今の段階で決めるというわけにはいきませんが、事前に質問を出していただければ、ある程度の線は出てくるのかなと感じています。ただ、全ての質問にその場で答えるということも多分難しい部分がありますので、今までのように書面で公式な形で回答ということではないにしても、何らかの形で事後的な回答になっていくということですね。

それから、答申案の作成まで行きますと、今満田委員からご指摘がありましたように、事務局に任せるのではなくこちらでやったらどうかと。それができれば一番いいと思うのですが、そういう可能性も検討してはどうかということです。

それから、一番下から2番目の、最終的な答申案の協議については、これまではどちらかという、各委員から出していただいたコメントを集約するというか、くっつけるという程度で終わっていたわけですが、もう少し総合的な案をここで集中的に議論すると。もし1回で済まなければ、場合によっては複数やってもいいのではないかと、そのような形でご意見が出てきたように思います。この答申案のまとめ方については、次の資料にもかかわりますので、それはまた別途議論していただきたいと思っています。

あと、こちらの協議の段階では少なくともコンサルタントが前面に出るということではなくて、JICAの担当者に参加していただくという形でいいのかなということです。独立性、あるいはJICAとしての考え方をやはり聞きたいということがあると思いますので、そういったことも必要ではないかと思われます。

大体、そういうところかなと思いますが、付け加えて何かございますか。

和田委員 事務局案のグループ分けをするという案に関して、一言述べておきたいのですが、二つのグループに完全に分けてしまうと、それぞれのグループ間での、意見を出すときの基準が異なってきたりする。そのためにこの幹事会という提案があると思います。ただ、それにしても幹事会で基準の平準化をするというのはかなり大変なことだと思いますので、できればグループ分けをした場合に、長期間メンバーを固定するのではなくて、3～4件ぐらいやったら、またそのメンバーを入れ替えて何件か固定する、3～4件ごとに固定するというほうが適当かと思えます。

村山委員長 ありがとうございます。おっしゃる趣旨は分かる部分がありますが、一方で、濱崎委員も懸念されているように非常に案件が多く、それが連続的に出てくるといったことがあります。どこかうまく区切りがつく段階で入れ替えをするということをやらないと、二重、三重にかかわっている委員が出てきてしまうという可能性がありますので、そのあたりは踏まえておかないといけないと思っております。

濱崎委員 この1番の部分で、担当案件のステークホルダーの場合、委員が意見表明は行いが審査は行わないとはいっても、その場に参加して意見は言うわけですね。その辺の区別が実際にはほとんど不可能ではないのかと思うのですが、それはどうでしょうか。

村山委員長 そうですね。ただ、答申案を作成する段階でコメントを出すかどうかというのは大きく違うと思います。意見は言うけれどもコメントは出せない、あるいは出さないという区分けをしておけば、かなり違うのではないかと思います。

濱崎委員 グループ分けをするということには私も賛成ですが、グループ分けをしないにしても、できることならば、担当委員は委員長と副委員長と審査室の方で決めてもらいたい。つまり、我々があれをやりたい、これをやりたいと言い出したら、絶対そこに公平性は保たれないと思います。私はこの案件が面白いからやりたいとか、それはひょっとしたらその人のバックグラウンドというか、例えば私などはコンサルタントに所属していたこともありますので。私は公平にやるつもりですが、周りがどう見てくれるか分かりません。そういう意味では、担当委員を決めるのは少なくとも委員長、副委員長、審査室の方で決めてもらいたいと思います。

村山委員長 もしグループ分けという形になれば、どちらのグループに割り振るかということですね。分かりました。

他にご意見はございますか。基本的にこういう形でよいということであれば、ちょうど今日は特に審議すべき案件がないということもありますので、こちらで案を用意させていただきました。具体的にどのような形でグループを分けるかということです。これについて、先

程和田委員がご指摘のように、固定してずっとやるかどうかはまた別ですが、とりあえず当面グループを作って、分けていくという形にはどうかと思っています。では、配っていただけますか。

今、お配りいただいたものは、ちょっと体裁がまずくて申し訳ないのですが、委員長、副委員長、それから審査室のほうで相談をして、一つは分野の点です。それぞれのグループにそれぞれの分野の方が入っていただくということです。もう一つは地域の点で、先ほど濱崎委員からご指摘があった点とも関係しますが、この中では特に第2グループと書いているところは、関西に在住されている方を中心に構成させていただいたということです。だからといって、東京にいらっしゃる方を軽視しているわけでは全くありません。このような形で構成をしてはどうかと、一応、案を作らせていただきました。

それで、もう一つ申し上げておかなければならないことがあります。それは、私がこれまで委員長を務めさせていただきましたが、実は4月から海外で研究をする機会を1年間頂くという話がほぼ固まってきております。この点については、実は委員長にご推薦を頂くときに、ある程度その方向性がありました。皆さんご記憶はないと思いますが、その時点で任期を全うできるかどうか分からないというお話をさせていただいたと思います。現段階では、ほぼそういった方向で確定をしてきております。そこで、私の代わりに、今のところ、副委員長の作本委員に委員長を務めていただければどうかと思っております。そういう意味で、少し体裁が変わってくる可能性があります、その点を踏まえてご提案をしたいと思っております。

いかがでしょうか。先程、和田委員からご指摘がありましたように、これをずっとやるかどうかということはあるのですが、当面こういう形で進めていただいて、もし不都合が、例えば先ほどご指摘がありましたように、答申のレベルがグループ間でかなり違うというようなことがもし出てくれば、そのあたりを緩和する意味で、グループを再編成するという可能性は十分あると思います。よろしいですか。特にご意見はございませんでしょうか。

もし、ないようでしたら、今日のご欠席の委員の方がかなり多いものですから、これをメールでお伝えして、確定というわけにはいかない、あるいは任期中これをフィックスするというにならないかもしれませんが、当面こういう形でやっていくということにさせていただきたいと思っております。

それではAC.9-2については、大体そういう形でよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、運営方法の案についてはそのような形で進めさせていただきたいと思っております。

次に、AC.9-3答申の形式について、まず事務局からご説明をお願いしたいと思います。

上條 それではAC.9-3の1枚の紙を見ていただきたいと思います。今まで諮問を四つやっていますが、特に形式を定めない、報告書を見ていただいて各委員の方の個別のコメントを出していただいて、それを集めた形で答申になっています。2回前ぐらいの非公式な打ち合わせをした時にも、JICAの関心事項を事前に示せというご意見もありました。また、質を

良くするという意味でも、その都度、ばらばらのコメントを出すよりは、どういう形に集約していったらいいのかということも、ある程度形があったほうが皆さんの共通理解も得られると思います。私ども JICA の関心事項ということもありますので、このような形を作りました。

想定しているのは、最初のスコーピングの段階と、ガイドラインでは概要検討段階という言葉遣いをしていますが、中間段階と、ドラフトファイナルレポート段階の三つを諮問するという想定で、おのあの段階でどのような項目立てをしたらいいかということを考えました。

もちろんこの注、下から 3 行目に書いてありますとおり、報告書送付時、JICA から注書きを書くときに、各項目に対する報告書の該当箇所を示すということと、もちろんこの限りではなく、うちがある報告書について特別な関心事項があれば、その事を追加させていただいたりすることもある。もちろん委員の方のコメントをこの項目に限るわけではなく、委員の方でこれは重要だというものがあれば、それはまたコメントしていただくということです。

最初に、まだここで諮問したことはありませんが、これからスコーピング段階のものを諮問することもあると思います。その時に、私どもとしてはこの 1～4 に書いてあることを報告書の中に記載していく予定にしています。そういう項目についてご意見を頂けたらということです。

1 番としては、プロジェクトの概要と立地の概況です。これは今までもいろいろコメントを頂いていると思います。2 番としては、スコーピング段階ですので、影響項目をどのように絞り込んだかということや、その範囲、どういう予測の手法を使うかというあたりを報告書に書きますので、コメントを頂きたい。3 番は検討すべき複数案です。複数案を提案しますので、それについての意見を頂きたい。4 番は 1、2、3 も含めますが、環境社会配慮調査の TOR。スコーピングのあと、TOR に基づいて調査をしていき、そこで環境社会配慮調査 TOR というものも示しますので、そのコメントを頂く。5 番目にその他ということですが、これは満田委員のご意見に関連すると思いますが、審査会として、総合的な意見としてどのようなことを言うかというあたりを議論していただけたらと思います。それが最初の段階です。

2 番目の中間段階は、カテゴリ A でも諮問する場合もあれば、しない場合もあるという想定ですが、諮問する場合はスコーピング段階の議論を踏まえまして、1 番はスコーピングと同じですが、プロジェクト概要と立地概況。2 番は複数案の検討、3 番は主要な影響で、ここは調査した結果が出てきますので、ベースラインと予測の結果とその評価。4 番としては、ここでスコーピング段階の情報公開などを行ってきて、主な協議が終わっているのでその結果ということです。以上のことが、大体報告書の中に含まれてきます。5 番は先ほどのスコーピング段階の 5 番と同じで、審査会としての総合的な判断。6 番は、前回スコーピング段階で諮問しているという前提ですが、諮問している場合は、その答申の内容に対する対処の状況や整合性がどうだったかという視点でコメントを頂くということです。

ドラフトファイナルレポートが最終段階ということですが、そこに盛り込まれているような項目立てを1番から6番までしています。

ドラフトファイナルレポート段階では一つのプロジェクトに絞り込まれていますので、その提案プロジェクトの概要と立地の概況。ここは前の部分とあまり変わりがないかもしれません。2番も中間段階とあまり変更がない可能性もありますが、複数案の検討。3番は主要な影響とその緩和策。緩和策は大事だろうと思います。4番がモニタリング、5番が強化策です。モニタリング以外にいろいろな強化策があると思いますが、人員の訓練や何らかの監督をすとか、財政の支援を行う、何らかの制度を作るとか、報告などを事業者に求めるなど、何らかを強化策を提案すると思います。6番は情報公開とステークホルダーの協議。こういう六つの項目が報告書の中に入ってきますので、そういうことについてコメントを頂きたい。7番と8番は概要検討段階と同じです。以上です。

村山委員長 ありがとうございます。これまで何もない状況でコメントを出していただいていたものを、こういう形で少し整理をしたらどうかということになると思います。

遠藤委員 聞き漏らした点があるかもしれませんので質問いたします。「総合的な判断」という言葉が出てきますが、これがこのままで一人歩きして、前回も我々がこのプロジェクトに対して責任があるとかないとかという議論がありましたが、ここは明確にいわゆる「環境配慮に対する総合的な判断」ということを入れておいていただかないとまずいのではないかと思います。

村山委員長 そうすると、「環境社会配慮に対する総合的な判断」ということでよろしいですか。

遠藤委員 そういうニュアンスの言葉を入れておいたほうがいいのではないかと思います。

村山委員長 分かりました。

はい、満田委員。

満田委員 今の遠藤委員のご指摘は、この審査会での議論のスコープをどこまで見るかということをはっきりさせたほうがいいということが背景にあると思います。その件に関しては、後ほどお時間があつたらぜひ議論していただきたい、議題として提案させていただきたいと思っております。

私も基本的には、この審査会ではJICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいて、JICAが、どういう報告書を作っていくかということを最終的には判断することになりますが、それに当たってのアドバイスを行うという機能だと思います。ただ、環境社会配慮というものは幅広くて、場合によっては、事業のニーズやフィージビリティ、あるいは事業効果ともろもろの環境社会的なリスク等のバランスなど、その辺まで踏み込まざるをえないものが含まれるかだと思います。

それは本当に案件によって違うと思いますし、一義的には国内支援委員会で事業の効果やニーズというものはある意味検討されてきているとは思いますが、環境社会配慮との兼ね合

いから、この審査会で議論になることもあると思います。

ですから、私としては、「環境社会配慮に関する」でも、社会という言葉の中に広い意味で、事業ニーズに関する合意形成をしていくというようなニュアンスがあると思うのでいいと思いますが、例えば「主として」というような枕詞をつけたらどうかということをご提案したいと思います。

村山委員長 今の点は非常に大事で、ある意味で今日のメインのテーマかなと私自身は思っていましたので、議論していただきたいと思っております。実は「総合的な判断を含む」というのは私の判断で入れさせていただきました。これは前回のパドマ橋の案件でそのあたりが出てきておりましたので、個別な案件というよりは一般的なところで委員の方々の合意のある程度は作っていく機会を持ったほうがいいかなと思っていました。

その意味で、今日、資料として JICA の改定ガイドラインをコピーしていただいております。この審査会としての役割がこの中では 7 ページの 2.4 に挙げてあります。基本的に、2.4.1 に書いてありますが、「協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言」を提供するということです。2 番のところでは、2 行目に書いてありますが、「JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申する」、あるいは個別の事業に関する助言をすることが書かれています。

ですから、基本的なミッションとしてはこういう内容がありますので、その意味では環境社会配慮を対象とするということは間違っていないし、それ以上でもそれ以下でもないということになるのだと思います。

ただ、一方でこのガイドラインの中で、9 ページに「2.8 JICA の意思決定」というところがあります。ここでは特に 3 番のところですが、「プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提案する」という内容が書かれています。その具体的な例として、例えば開発ニーズの把握が不適切、あるいは緩和策を講じたとしても深刻な影響が予測されるといった例示がされています。

ですから、審査会としてどこまでスコープに入っているかというのは、このガイドラインだけではなかなか分からないところですが、仮にこの意思決定を支援するということになれば、中止まで行くかどうかは分かりませんが、こういった点も踏み込んで考えるという余地は十分あるのではないかと考えています。そういう意味で、例えば人数の把握が十分でないとする、それに関して審査会の答申の中で、そういったものが出てくれば、こういった JICA の意思決定を支援するという形は十分取りうるのではないかと考えています。

ただ、どの時点でそういった判断が下されるのか、それは非常に難しいところで、恐らく案件の早期の段階、例えば既にご協議いただきましたが、要請確認の段階でこういった判断ができるかということ、それはちょっと難しい部分があるわけですね。ほとんど情報がないという状況でここまでいえるということは、多分ないと思いますので。

そのあと、スコーピングや概要案検討というあたりで、徐々に情報が蓄積されてきた時点

で、場合によってはこういう意思決定を支援するという形で総合的な判断があってもいいのではないかと考えています。ただ、これは本当にケース・バイ・ケース、あるいは委員の方々のご判断によるところがありますので、そういう意味で、その他のところにこういった文言を含めたということです。

まだ、ガイドラインをフル適用してきた案件がほとんどない、しかもスコーピングの段階はまだないのですね。

上條 ないです。

村山委員長 ですから、事例ベースで議論していただくことが難しいのですが、そのような個別のコメントを出す以外の部分も総合的に判断していただくということがあってもいいのではないかと、私自身は考えているということです。

はい、田中さんどうぞ。

田中（研） JICA 国際協力総合研修所の田中と申します。ガイドライン改定委員会の 19 回にわたる議論の中で、今、村山委員長がおっしゃった点は非常に重要なポイントでした。今の資料（環境社会配慮ガイドライン）の 28 ページをご覧くださいと、チェック項目があります。2-3「プロジェクト概要」、その下に 2-4「どのようにしてプロジェクトの必要性を確認しましたか」、プロジェクトは上位計画と整合性があるのかどうか、それから 2-5「要請前に代替案を検討しましたか」、2-6「要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか」といったことを、昨年 4 月 1 日以降、新しく要請される案件は書き込んでくるようになっていきます。JICA の中でもこの項目について一応検討したうえで、JICA のコメントなどを総合的に書くようになっております。

これについて、恐らく今後カテゴリ A で案件として採択されたものについては、審査会の中で議論をするとき、本当にこういった改定委員会の中で議論されたことが、先方の要請書の中にどの程度まで書き込まれているか、それについてどういう調査をするかというような議論が当然入ってくると思います。ですから、フィージビリティ・スタディ調査で要請が来ていても、こういったことをきちんとしていなければ、もっと前の段階のマスタープランでやるべきではないかとか、あるいは今の段階ですぐマスタープランをやるのも難しいのではないかといった議論が当然出てくるはずで、このフォーマットがその案件をどう考えるかという一つの基本になっております。以前はこういうものがなかったわけですから非常に難しかったのですが、その点はこういった道標が改定ガイドラインの委員会の議論でできましたので、これを活用してご議論いただくのが重要ではないかと考えております。以上です。

上條 この支援の是非のことですが、私どもは、支援の是非について何の疑問もわからないまま、ここにレポートを出すということは全然想定していません。このフル適用のものは今言ったスクリーニング・フォーマットで全部つけています。例えば、私どもは今年 970 ぐらいのカテゴリ分類をしているのですが、それにはすべてこれをつけさせて、全部見えています。A にしたものは 5 件ぐらいご説明したりしましたが、やはり情報公開のプロセスをしながらやっているわけです。A のものはかなり心配したまま、もし採択の指示が来れば、A だという

つもりで最初の調査などをして、そこには必ず環境分野のことをチェックする人間を入れて、プロジェクトとして仕立てることができそうかできないかという視点で、環境社会配慮面を見ながらやっていくわけです。

私どもは支援の是非をここに諮問することもあるとは思いますが、それは、私どもとして、どんなことをいろいろ考えても、「カテゴリ A ではかなり難しいと思います」というような報告を諮問するということを想定しています。ここで、例えばゼロベースで何か議論をしてくださいということまでは想定していないのです。ですから、この「諮問に対応して」という言葉が入っているというのは、そういう趣旨だご理解いただいたほうがいいと思います。すべての報告を必要か必要ではないかの支援の是非まで議論するのだということではないという理解です。

遠藤委員 私はそのことを言いたかったのです。ついでに言わせていただければ、委員長が発言した、「開発ニーズの把握が不適切な場合」というのは JICA が判断するのであって、その JICA のやる仕事を我々に振ってこられては困るというのが私の意見です。

それから、田中(研一)さんが説明したチェックリストですが、これは JICA が使うもので、この中身まで我々に諮問されたら困る。したがって、最悪の場合、委員会の名前を使ってこれを止めたいというようなことがあれば、我々はそれなりに、別の角度から今度は徹底的に答申するという作業はあると思います。最初から、このプロジェクトのニーズをどうのこうのというところまでは、我々は諮問されないと考えています。

作本副委員長 やはりこの環境社会配慮ガイドラインというのは、いわゆる今までの公害中心の環境問題だけではなくて、社会配慮も同列に引き上げて検討しましょうということなのです。この社会という範囲は人によって考え方が違うし、私も途上国に住んでいたことがありますから、貧困から始まって飲み水から、いろいろな問題がみんな引っくるめて入るわけです。そこまでも含めて、この環境社会配慮ガイドラインということであって、従来型の JICA が昔持っていたようないわゆる環境公害防止のためのガイドラインではないということ、我々はやはり肝に銘ずる必要があると思います。

そのためには、例えばパドマ橋ですと、何のためにこの橋が必要なのか、本当に造る必要があるのかどうか。私もつい先日、現地の「インディペンデンス」というバングラデシュの新聞を人からもらって読んでいたら、やはり現地側はこのプロジェクトをどうしてもやりたい。Go、Go なのです。どんなことがあってもこの事業がやりたい、これは国家記念 30 年事業だと。

そのような雰囲気の中でやはり我々がここでクールになって考えなければいけないのは、本当にその橋が必要なのかどうか、必要な時期に来ているのかどうか。フェリーが今走っているけれども、本当にフェリーで足りないのかどうか。そのような長期的な、あるいは社会に根ざしたような考え方に立たないと、やはり我々はもっと大きな力の中で、一緒に事業を進めることだけを理由づけする作業に陥りかねないと思います。

ですから、この環境社会配慮ガイドラインというのは従来型の環境問題ではなくて、今、

途上国の環境問題は範囲が広がって、いろいろな問題が手につけられないところに来ていて、それも含めてこの場で考えるということですから、そういう意味でこの「開発ニーズ」という大きな言葉が9ページに入っているように理解しないと難しいのではないかと思います。以上です。

田中（研） 今、遠藤委員がおっしゃった点ですが、これは確かに JICA で使うフォーマットではありますが、関係省庁の方、特に外務省の方とも協議したうえで、全在外公館に配ってからやるというものです。これについて JICA としては関係者も慎重に協議、検討しながら、これはカテゴリ A で、あるいはどういう対応をしなければいけないかというコメントもつけてまいります。しかし、審査会にそういった新しい案件がかかった場合に、そこはやはりきちんと審査会で見るという作業はどうしても必要になると思いますし、それにコメントがあれば、コメントを頂くということは今後の作業上、非常に必要になってくると思います。

今、大事なのは事業アセスの話をするのではなくて、改定委員会の時もずっと議論になっていました計画段階のアセス、あるいは戦略アセスをもっと導入していかなければいけないという議論の根本は、その事業が本当に必要かどうかという議論がないまま、そこにある事業をまずやるためにいろいろな影響が起きてしまうけれども、それについての環境、あるいは社会配慮上の問題は何かという議論だけで終わるのであれば、従来の事業アセスと全く変わらない状況になってくると思います。むしろ、計画アセス、あるいは戦略アセスを導入するのであれば、そういったやり方ではなくて、ステークホルダー協議を行うときに最初に出てくる課題として、「なぜそのプロジェクトが必要なのですか」ということは、相手国の NGO の方などから必ず出てきます。そういったところはやはり非常に重要なポイントではないかと思っております。

和田委員 先程の上條さんのご説明で、ガイドラインの2.4の第2項、支援の是非というところで、「JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申する」と。しかしこれは通常、支援の是非に関しては支援が正しいと認めてすることだから、そういう諮問を行うのは非常に珍しいケースだという趣旨の説明だったと思います。先ほど田中（研一）さんもおっしゃいましたが、この文章を読むと、「JICA からの諮問に対応して対応して支援の是非について答申する他、個々の協力事業における環境社会配慮面での助言を行う」。だから、この書き方からすれば、そんなに例外的な書き方ではないと思っていたのです。諮問するかどうかというのは、JICA が判断するのでしょうかから、それに関してこの審査会が何かいえる権限はないのでしょうかけれども、ただ、この文章を読むとそんなに例外的なことでもないのかなと。多少なりとも支援の是非に関して疑問があれば、諮問されるという趣旨だと私は理解しておりました。

上條 ですから、これは改定委員会でも議論しましたが、それが環境社会配慮上、中止になったものは、実際ないのです。そういう背景もあるのですが、この支援の是非というのは、もちろん JICA がまず判断して、ただ、JICA の中でも非常に困難な場合はやめるというオプションもありますということは、このガイドラインに書いたわけです。これは、こういう理

由があって、環境社会配慮上問題があって中止することが適当だと JICA が判断した場合、そのときに諮問するというように私どもは理解しています。

別に珍しいとか、珍しくないということを私はあまり言っていないつもりですが、ある案件が協力実施になって、事業部がこのガイドラインに従ってスコーピングもやり、インパクトも予測し、その評価をしてミティゲーションも提案して、そこで、ノーアクションとともに複数案も比較検討をした結果、この案件はこういう理由でやらないほうが良いという結論になることもありうるということを、ガイドラインに初めて明記したのです。その場合は、私どもとしては JICA だけで決めてしまうのではなくて、やはり諮問もして、JICA としてはこういう理由でやらないほうが良いと思うということを多分説明すると思います。そして、それについて意見を伺うという慎重な対応が良いのではないかとというのが私どもの理解です。

和田委員 その趣旨は分かりました。そうしますと、私の意見としては、先程、遠藤委員がおっしゃった支援の是非に関してあまりこちらに被せられても、という意見とは正反対で、「支援の是非」とここに書いてある以上、ある程度の疑問があったら、それは諮問していただきたいなという、そういう意見にとどめておきます。

作本副委員長 この審査会というのは、そもそも JICA の内部組織ではなくて外部の人から成る、しかもそれぞれの専門の人たちから知識を集めてより良い選択肢、提言を出すために置かれているわけです。そういう意味では、ちょっと上條さんとは意見が違つかもしれませんが、やはりこの諮問を受けてという諮問の範囲がはっきりしないかもしれない。我々が諮問を受けているのは、このガイドラインであって、個々具体的に重点を置いてくれというのはもちろん入れるべきではありますが、基本的にはガイドラインに沿って我々は判断すればいいというのが役割ではないかと思えます。ですから、個別に今 A カテゴリでこれは要注意で審議してくれないかというようなコメントはありがたいと思いますが、やはりこちらは審査会という第三者機関であって、このガイドラインの文章に書かれた範囲の中で議論をすればいいと個人的には思えます。以上です。

村山委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

ガイドラインの中に中止という言葉、あるいは是非という言葉が入っていますので、少し極端なイメージを与えている部分もあると思います。今までやってきた委員のかたがたにお出しいただいたコメントからすると、やはり個別の項目についてより充実させるためにはどうするかという側面が強調されてきていたと思います。ただ、それ以外にもやはり全体を通してこの案件について、本体の事業をやるべきかどうかという話はできませんので、あくまで協力事業を進めるに当たって総合的に判断した場合にどういった考えを持つのか、外部機関としての審査会が意見を述べるということはあっていいのではないかと思います。

その場合に、中止すべきであるという答申を出すのは非常に覚悟が要りますので、限られた情報の中で恐らくそこまではほとんどいかない、あるいは全くないかもしれませんが、それでもやはり何か懸念を表明するとか、そういった形はありうると思っております。何かそういう部分の答申というものもあっていいのではないかと。そういう意味では、あくま

で「その他」という扱いにしていますが、そこに「総合的な判断」ということを入れたいと思います。

はい、平山委員。

平山委員 これは非常に素朴な質問ということをお願いしたいのですが、ここの2.4、2.5、2.6 ということを書いてあるチェック項目ですが、ここに政府なら政府というそれなりのところにチェックが入っているとした場合は、ではJICAとして、もしくは日本として、もしくはこの案件として何らかの意味合いを持つように、このチェックリストはそもそも作られているものかどうかということです。その辺のところはどうなのでしょう。

要するにこのチェックリストで、それなりの事前検討が行われているというところにチェックが入った場合、もうJICAとしては、もしくは日本としては、あまり議論をしないで、これは既に済んでいる話だから通してしまおうということ、このチェックリストを作られているのか。またはその内容を示してもらって、十分な行動が執られているかどうか、対応が執られているかどうかを、必要があればこの審査会で議論しましょうという立場でこのチェックリストが書かれているのか、その点はどのようになっているのでしょうか。

上條 ご質問はこのスクリーニング・フォーマットのことでですね。

平山委員 はい、チェック項目の。

上條 このスクリーニング・フォーマットを作っている一番の理由は、もちろんスクリーニング様式という言葉を使っているとおりで、環境社会配慮が必要か必要ではないかを判断するための情報をここに書いてもらうことにしているのです。それはイコール、カテゴリ分類をすることに私どもは今使っているわけです。そこで事前に上位の計画があるとか、何らかの検討がなされているというところにチェック項目が入れば、それがもし入手できるものであって、非常にいい内容の案件で、採択される可能性が高い案件であれば、事務所を通じてこの情報を入手してくださいということになります。

最初の調査団を出すときに関連する情報を集めますので、もちろん内容次第だとは思いますが、それが妥当な検討がなされたものだと判断できれば、それを前提に計画を作ることもあります。それが例えばすごく古かったり、前の政権だったりなど、何らかを見直す必要があるのではないかとJICAが思えば、見直すことも含めて相手側に提案をして、相手側の政府もいいですよということになれば、調査のスコープを作る中で、例えばレビューというような項目を入れて、上位計画を、必要があれば修正するという作業はします。ですから、個々の案件によるとは思いますが、全ての案件を絶対変えることができないということではないと思います。

平山委員 では、基本的にはこういう情報を集めるという項目として作られていると理解しておいてよろしいのでしょうか。私が一番気にしているのは、次の項目4とか5の環境アセスメントのところなのですが、ここのところで、私が担当した案件でも、一応やってあるというような回答が返ってきているので、JICAではそれ以上立ち入って何も議論されていないというような印象を実は受けています。そうしますと、このチェック項目でそれなりのと

ころにチェックがついていたら、JICAとしては中身に立ち入らない、必要性の話にしる、EIAの話にしる、全く立ち入らない、もう済んでいるという処理をされるのかどうかということが確認したかったわけです。

今の上條さんのお答えは、一応それなりのことはやられたような形式があるにしても、必要な情報は集めて検討はしますというようなこととお聞きしたのですが、そのようにお聞きしておいてよろしいということですね。

上條 はい。多分、同じことだと思っているのですが、ただ、これはもちろん政府開発援助の中でやっている環境社会配慮ですので、相手国が環境影響評価の手続きがもう終わっていることもありうるわけです。彼らが自分たちでEIAをやるといった案件も、正直言ってあります。要請が来るときに、もう彼らは自らのEIAをやりましたと。たしか何回か前に、ダム案件サマリーをお配りしたこともあると思いますが、自分たちでやっているものはあります。ダム案件でも、自分たちなりにやっているものがあるわけです。

そういうことに対して、もし相手国がもう一回手続きをやり直したいということであれば、そのお手伝いすることはあると思います。けれども、それはそれで一回手続きは経ている、それをもう一回やり直すつもりはないというのであれば、もう一回やれと言うのも内政干渉になってしまうと思います。ただ、プラスアルファで、このガイドラインに基づいて、彼らの政府の手続きからすれば義務的なものではないかもしれませんが、政府の政策決定者の方に使っていただくような資料をJICAの支援で作るということは当然ありうると思います。

田中(研) 改定ガイドラインの委員会の中でも事例をご紹介したのですが、今度こういう新しいものができましたので、この中にチェックが相当入っていれば、一応案件として採択をして、開発調査の場合、事前評価調査団というものを出すわけです。そこで実際向こうへ行って、このようなことが本当にどうなのかということ調べます。書いてあってチェックはしているけれども、その内容が非常に表面的なことしかやっていないということであれば、これは本当に開発調査をやるかどうかの議論があると思います。

通常は事前評価をやった場合に、スコープ・オーバーというサインをして、そこからもう開発調査がスタートするのですが、カテゴリAで、特にいろいろな環境社会配慮上の問題がありそうな案件については、その前に予備調査というもの、さらに一步手前の調査団を送ったケースもあります。

ですから、平山委員がご心配になっている点については、一言で申しますと、ここに書いてあるからそのまま鵜呑みにするわけではないということです。特に、これはめりはりをつけて考えなくてはいけなくて、カテゴリAの中でも特にいろいろな問題がありそうなものについては、環境社会配慮を手厚くやっていかなければいけません。そうでないものに対してまでも同じように手厚くやっていると、予算と人員も限られておりますので、そのあたりのめりはりは、JICAなりの各事業でも考えてやっていこうということになっております。

村山委員長 いかがでしょうか。時間が中途半端で、休憩を入れようかどうか迷っているのですが、この件は今日の議論で尽くされるということでは多分ないと思いますので、ある

程度議論していただいて、残りは担当委員の決定と今後の予定というあたりになります。どうしましょう。一応続けさせていただいてよろしいですか。あるいは休憩を入れたほうがよければ。

平野委員 5分だけ休憩を頂ければと思います。

村山委員長 では、5分休憩を入れたいと思います。

*** 休憩 ***

村山委員長 それでは、そろそろ再開をさせていただきたいと思います。AC.9-3について議論していただいておりますが、特に各段階のその他に含まれているものについて議論していただきました。この点については、先程、満田委員からも前の資料のところでご意見がありましたので、もし何か追加があればお出しいただきたいと思います。何かありますでしょうか。

満田委員 9-3に関してですか。

村山委員長 はい。無理に出していただく必要はありませんが。

満田委員 実は、これにも関連することなのですが、バングラデシュのパドマ橋の答申案に関するやり取りをしている際に、前回、柳委員や作本委員からかなり重要なコメントがありました。柳委員からは、パドマ橋の環境社会配慮を議論する時に、この事業の必要性について、特にフェリーの増便に関する代替案の検討がしっかりなされているのか否かというような疑問及びコメントだったと記憶しております。それに追加して、作本委員からも非常に規模の大きな案件であるので、事業ニーズの把握というのが非常に重要だというようなコメントがあったと思います。ただ、それをどこまで議論するかというのが、この審査会で果たして可能なかということと、この審査会のスコープの中に入っているのかどうかというのが、恐らく人によって認識が違っていたのかなと感じられました。

それで今日、そのことについて議論をして……。やはりこの審査会に何を諮問するかというのはJICAの判断事項ですが、この認識を共有しておいたほうがいいのではなからうかという趣旨で提案させていただきました。

併せて、パドマ橋の答申を今日ここで決めてしまうのか、それともそのようなことを考えてみて、答申に反映させるのかということをご決めてしまうか、またはどうするかということをご議論したらどうでしょうかとご提案したいと思います。

作本副委員長 今、満田委員からご紹介がありましたが、私もこれは大きい案件であると思います。バングラデシュは、ビデオでも紹介されましたが、やはり途上国を見るに当たって最貧国です。ビデオに出ていた現地の人たちも、言葉は悪いですが、ほとんど裸足に近い生活を送っている。そういう中で1200億円という予算を使っている事業が本当に必要なのだらうかと、私も素朴な立場からそういうことを感じました。

そのあと、アメリカのCIAから出ているデータでは、たしか2003年度だったと思いますが、

1年間の歳入額は5500億円でした。そうすると、割り算しますと、年間歳入額に対して21.5%を占めるボリュームの大きなプロジェクトですので、我々としては慎重に判断して、この審査会として言うべきことはきちんと言うことが好ましいのではないかと思います。

その時に、必要性というのは本来 JICA の判断であるのは分かります。最終的には JICA が責任を持って事業を実施するかどうかを判断することを、中止も含めて行うべきだと思います。ただ、審査会としては中止に関わるような場合、あるいは大きな注文をつける場合もきちんとしておく必要があるのではないかとというのが個人の意見です。この場合に、必要性というのは、恐らく社会配慮だけではなくて、パドマ橋を造る必要があるのかどうか、誰が使うのか、現在の交通量がいつ満杯になるか。恐らく、将来は橋を造る必要があるとは思いますが、どの時点でその橋が本当に必要になるのかどうかということを我々は考えないと、判断を下せないのではないかと思います。

今、配られている資料にバングラデシュ、パドマ橋計画の答申案がありますが、最後に柳委員が言われていたように、カンボジアの第2メコン架橋計画調査が、12回目に紹介されることになっていますが、ここで事業ありきという考え方に立たず、具体的な交通調査分析や人の移動などを調べたうえで、判断を行うようになったと聞いております。この考え方を、やはりどうしても聞いたうえで最終答申の形にさせていただきたいと、私は個人的に希望したいと思います。以上です。

村山委員長 一般論としての部分とパドマ橋に関する個別の部分があって、両方議論するというのは難しいのですが、パドマ橋に関しては私自身の考えとしては、この案件についてはフル適用ではなくて、最終のドラフトファイナルの段階でこちらは関わっているという制約がどうしてもあると思います。ですから、協力事業に関する是非というような形で意見を出すというのはちょっと厳しいと思っています。

ただ、これまでの議論の中でそういった懸念が複数の委員から表明されているのも事実ですから、個別のコメント以外に、表紙の部分にドラフトファイナルという、最終的な報告書の段階で関わったという制約のある中で答申を出したということ、それから複数の委員から懸念が表明されたというような点については明記をしておくことが必要ではないかと思っています。これについては担当委員の方々に提案をしていない部分ですので、そういった提案でよければ、そのような形で答申を出してはどうかと思います。

満田委員 今、事業の是非というような言葉があったと思うのですが、柳委員のお考えを推測することは難しいのですが、恐らくそこまで踏み込んでいるのではなくて、事業ニーズの把握がどこまで適切に行われたのか、報告書上では読み取れないということが、私としては一番のポイントかなと思っています。

私自身、自分がつけたコメントで見落とししてしまったと思ったのは、確かに言われてみれば代替案の検討がルートというか、サイトの検討であって、輸送手段そのものの検討にまでは踏み込んでいないなというところがありました。もうドラフトファイナルの段階で、しかも調査団が既に向こうに行ってしまうので、この時点で新たな調査をすることは不可

能だということは承知しています。

ただ、結論なりリコメンデーションに、この調査において何が行われたか、特に何が行われなかったのかをはっきり書くべきだと思います。これは最終的には、恐らく報告書をもって、バングラデシュがこの事業をどうするのかということを決めてドナーを探す。場合によっては日本にも要請が来るのかもしれないような、あくまで現地の政府の判断になると思います。それに当たって、報告書をどこまで読むのかよく分かりませんが、そのリコメンデーションのところに今後関わる人達が、実際、何に留意していかなければならないかということの一つに、要はフェリー増便のオプションということが本調査では行われていないので、それは「留意してくださいね」というような文言をつけておくのが適当かなと個人的には考えています。

実際問題、まだ担当委員で議論を行っていないことを後出しで言うのはちょっとルール違反のような気もしますが、非常に大事なことではないかと思って、可能であれば、再度議論するような時間があつたらいいのではないかと考えております。

村山委員長 はい、遠藤委員。

遠藤委員 本日、柳委員が出席していないので、あまり深く議論ができませんが、この指摘は、プログレスレポートで、代替案として橋の計画及び、橋でなく、フェリーで対応した場合、フェリーのガット（接岸施設）とフェリーの増設を、当然比較しているわけです。

それから、先程の作本さんのお話で、私の記憶ではバングラデシュの国家予算の4分の3は援助なのです。いわゆる援助も含めてその国の中でプライオリティをつけて、いわゆる国の政策を作っていくわけです。ですから、このパドマ橋が、例えば国の政策のトップになるか、ビリになるか、それは例えばEIRR（内部収益率）がベースになるのか、また別のポリティカルな政策で決めるのか、判断が非常に難しいのです。ただ、このフィージビリティがあるのかということに対して、JICAがそれをスタディして、我々は「環境配慮がされていないですね」とか「もっとやりなさい」というような答申はできても、環境配慮がされていないから本件はやめるべきだというような決断は出せないと思っています。そこまで我々がリスクを負って、この委員会に出ているかといったら、出ていない。こう思っています。

比嘉 今、遠藤委員からご説明いただいた件に、こちらの環境社会配慮審査室から付け加えさせていただきたいと思います。確かに事前の段階ではフェリーの増便等も検討されているのですが、満田委員からご指摘があつたように、皆様にお配りしているこのドラフトにはその辺ははっきり書かれておりません。ですから、これは課題部とも相談して、柳先生からのご指摘も受けた形で、今回の答申案にフェリーの増便等の代替案の検討も含めた最適案選定の過程をはっきりと示し、本プロジェクトの必要性と妥当性をこの報告書の中で明らかにすることを「要求」という形で盛り込ませていただけたらどうかと思っております。

村山委員長 パドマ橋に関する案件については、再度議論というふうには私は考えておりません。一定のプロセスでやってきましたので、その範囲の中でまとめていきたいと思っています。そういう意味では、今ご紹介いただいたようなものも加えて最終的にまとめていけ

ればと思っています。そういうことでよろしいですか。個別案件の話になってしまっていますが。

田中(研) 先程、作本委員から出ました第2メコン橋の案件が、今ちょうど動いておりますが、私も環境社会配慮関連の国内支援の仕事をこちらについてやっております。この案件では、最適渡河方法はどのようなものかと。橋ありきではなくて、フェリーが実際にいつまで持つのかということ調査団の方にはかなり詳しく調べていただいて、最終的に近々フェリーの増便をやっても無理だということになったら橋だという議論を、ステークホルダー協議を通じてやっていこうという準備をしております。

柳先生からも作本委員からも出ておりますので、やはり話を聞いてみるというのは非常に重要ではないかと思えます。それについて、どのように考えていただいたらよろしいかご検討、ご議論いただければと思います。

村山委員長 事例紹介ということで第2メコンの話の情報共有してはどうかというご提案と理解してよろしいですか。

田中(研) ええ、こちらは非常にきちんとしたステップを踏んで、ステークホルダーもやっておりますので、例えばそこをご紹介すれば、どういうやり方が今行われているかということはよく分かると思えます。そこはまさに交通需要がどこまで必要か、最適渡河方法はどちらかということは今ちょうどやっている段階ですので、参考になると思えます。それを聞いていただいたうえで、先ほどおっしゃったような、これに関するお考えをまとめていただくと、非常にクリアになってくるのではないかと思います。

村山委員長 それではパドマ橋に関する答申を出す前に、そういった情報共有をして、再度検討するというご提案ですか。

田中(研) 多分時間的なものもあるでしょうし、既にここにはメコン架橋の説明が9日になっておりますので、そこはどのようにしたらいいかをご議論いただいたうえで、JICAとして対応できるかどうかはまた議論になると思えますが、ポイントだけということであれば、非常に参考になるものを聞いていただける機会として有効かと私は個人的に思います。

平山委員 それはパドマ橋でも同じことが行われたからという趣旨ですか。

田中(研) いえ、メコン第2架橋の場合は、このガイドラインの施行以前の案件ですが、できるだけこのガイドラインの趣旨を入れていこうということで、そういった計画を最初の段階から入れていった一つの案件です。これは既にオープンの情報として、環境社会配慮の実務レベルでどうするかという委員会でも情報は出しております。皆様方も見ようと思えば、オープン情報は常にあります。

平山委員 パドマ橋とは特に関係はない？

田中(研) ええ、パドマ橋とはまた別の案件です。

平山委員 要するに、手続き、ステップを踏んでいる内容としては、パドマ橋とは関係ないということですか。

田中(研) ええ、パドマ橋とはまた別の案件だということですか。

上條 勉強するにはそれがいいとは思いますが、これは仕事ですので、私どもは時間の制限があります。事業部は事業部で待っていますから、答申が出ないと次に進めない部分もあります。今回議論してきたプロセスの中で、現時点での最新版の答申案は配っていますので、それでまとめていただいて、第2メコンは第2メコンで、後でご説明しますが、3月には諮問答申の手続きをしますので、その時にまた担当委員以外の方でもご関心のある方は聞いていただいて、質疑応答していただいてもよろしいので、そのように対応していただけたらと思います。ですから、第2メコン架橋のことを知らないとパドマ橋の答申が出せないという議論はやめていただけないかと思います。

村山委員長 他に、遠藤委員は同じような趣旨ですか。

遠藤委員 ええ、同じです。ちょっと私の経験をご紹介させていただきたいのですが、バングラデシュの東部のメグナとメグナグムティ河に現在は橋が架かっていますが、このF/S調査に参加しました。これらの橋は、パドマのように大規模ではないのですが、800mと1200mの架橋計画調査でした。その当時は、やはりフェリーで渡河していたのですが、雨季に1週間くらい渡れないということで、代替案として橋が必要として要請を受けたと記憶しております。

それでJICAがF/Sを実施したのですが、その時に最初に、では橋でなければ絶対にだめなのかということから入って、交通需要予測からフェリーのガット（接岸施設）がどのくらい要するのか、フェリーを何分おきに運航しなければならないのか。そして雨季に水位が上昇したとき、10日間なら10日間止まるとどのくらいの影響があるかということも全部調査したうえで、橋という結論になったわけです。

ですから、通常のF/Sはテクニカルにはその様なアプローチが絶対あります。それから経済的に比較して、その国にとってどういう投資が一番いいのか、投資時期の問題もあります。そういうものをF/S調査の中で細かくやるわけです。ですから、パドマに限ってフェリーをやっていないという頭からの決めつけ方は出来ないと思います。

実際、課題部からそういう説明がありましたが、こういう大きなプロジェクトでは常に、あらゆる代替案を検討するというのがアプローチだと私は理解しています。したがって、まずそのようなアプローチの中で詳しいデータを要求するのはいいのですが、基本的に我々が環境社会配慮をやるのに、フェリーのデータを見なければできないのかどうかということに疑問を持っているので、この辺は一回議論したいと思っていました。

村山委員長 あともう少しでパドマ橋に関するお話は終えたいと思うのですが。

満田委員 遠藤委員のご指摘も分かりますし、実際問題、F/Sの普通の手法としてそういったフェリー増便の可能性というものが検討されるということも分かったのですが、要はこの報告書からそれが読み取れないということが懸念材料だと思います。そういった意味で、先ほど比嘉さんがおっしゃっていた答申案であれば、大体いいのではないかと私は思うところです。ただ、今日ご欠席の柳委員や担当委員もいますので、この答申案をこれでファイナルとしていいかどうか、念のため担当委員の間でもう一度確認したほうがいいように

思います。

第2メコンの話は、たしか柳委員からぜひご紹介してほしいというリクエストがあったという背景があるので、こういう話が出てきたと思います。時間的に無理ということであれば、それはしょうがないかもしれませんが、可能であればということです。

村山委員長 私の考えとしては、パドマ橋について再度こういう形で議論するというのはないと考えています。ただ、次回の委員会までに最終的な答申案に私も追加というか、表紙のほうに少し文言を加えたいと思っていますので、それを加えたうえで再度担当委員の方々にごらんいただいてファイナルとしたいと思っています。

作本副委員長 これ以上議論の機会はないからということですが、今回出されたパドマ橋は私も全部読んでおりません。担当ではないということもあって、若干でしかありません。ただ、やはり最初に示されたこの橋を十分に使う人がいるのか、採算の見込みがあるのかというところをどうしても押さえない限りは、その先の議論に進めないというのがどうしてもあるのではないかと思います。私は前にも質問しましたが、2025年段階で4万5000台利用する車があると。しかし、現在の台数は押さえしていないわけです。今現在何台通っているかということを確認しているはずだと思うのですが、そのデータを出さずして将来の2025年だけ4万5000台の利用可能性があるというようなことを示されても、それはデータとしては不十分だと。

あるいは、これは私もつまみ食いではありますが、2-47ページにNMVと書いてあり、いわゆるモーターなしの車なのか、馬車なのか分かりませんが、これが59%走っていると。このようなところから、2025年の積算1日当たり4万5000台という数字が出てくるのかどうか、計算方法を示してもらわないとこれは飲めない、分かりません。

やはり心配なのは、フェリーが渡る場所が4か所あって、他の3か所が全部ストップかかるとかどうかが。フェリー業者に全部ストップがかかれば、この橋を使う人もいられるかもしれませんが、日本の本州四国架橋のことを考えれば、フェリーを使う人が増える、あるいは貧しい人たちはまだフェリーを使うでしょうし、そのような条件を考えればすぐ分かるはずなのですが、それを十分勘案したうえでの今回の結論だったのかどうかということについては、基礎データが不十分ということもあって、やはり十分納得しきれないところがあると私は思います。以上です。

村山委員長 満田委員どうぞ

満田委員 時間的な問題があるとは思いますが、今作本委員のご指摘の点も非常に重要な話だと思いますし、議論が尽くされた感じがあまりしないのです。ですから、実際今ここでこれをファイナルにする本当にせっぱ詰まったような事情があるのでしたらともかく、もし可能であれば、もう一回機会を持って、担当委員だけでもこのことについて議論をするような時間を取っていただくことを希望しております。

村山委員長 事務局から何かありますか。担当委員の方々、何か追加でコメントがございませうか。

遠藤委員 コメントですか。それとも意見ですか。

村山委員長 意見でもいいです。

遠藤委員 先ほどのメールでやり取りするというのは、私もけっこうだと思います。それから一般論の話で、作本委員の発言で交通需要を増加ができるかできないかというのは、我々はそのスペシャリストではないので、そこまで踏み込めるのかどうか。我々はやはり環境配慮ということでの委員であって、そういうデータが疑わしいというたような発言はできないのではないかと考えています。

作本副委員長 すみません。今のコメントありがとうございます。ただ、私の見たデータで、今現在 59%、6割がモーターなしのオートバイでもない車ですね。馬車か何か、あるいはどういう車なのか分かりませんが、これをどうやって換算して、変換して、将来の見込みを4万5000台と立てたのかという計算方式については、少なくとも聞く責任が私はあると思います。断片的かもしれませんが、今のコメントは分かりますが。

遠藤委員 換算式があるのです。

作本副委員長 馬車だの何だのがどういう方式になっているのか、あるいはオートバイがどういう車の台数に変わっているのか、僕は分からないのですが、そのような説明がどうしても欲しいなと思います。

村山委員長 パドマ橋に関する件で時間を使っているのですが、私自身の考えとしては、これまで出された意見をベースに一度まとめさせていただきたいと。そのうえで、担当委員の方々に提案をしたいと思います。その中で、さらにやはり議論をしたいという声が大きければ、議論をするということも考えたいと思います。ただ、次回以降は基本的にはグループを分けて、その中で議論していただくということにしたいと思います。仮に議論をしていただくとすれば、ある意味で少し無理をしていただく部分が出てくると思いますので、それをご了承いただいたうえであれば、少し可能性を考えたいと思います。

事務局はそういう形でよいのかどうか。

上條 私どもの懸念は、やはりこの委員会は環境社会配慮のガイドラインの中に記載されたことに従って行っているものなので、その範囲を超えてしまうような議論は基本的にできないと思います。そういうメンバーもいませんし。ですから、環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きがきちんとなされたのかという視点で議論がより必要なのだと。ということであれば、私どもが事業部のほうに説明に行き、もう一回時間が延びてしまうということを説明します。

しかし、私どもから見たら、審査会と私どもの意見と全く同一ではないということはもちろん承知していますが、それがフィージビリティのような話になってしまうと、ここはアプレーザルの場合でも、プロジェクトの妥当性を判断する場でもありません。環境社会配慮上、JICA がきちんとしてきたかということも議論していただく場です。ですから、そのことを認識していただいたうえで、やはり議論が足りないのだとご判断いただく場合は、事業部の時間も使わせてしまっていますが、彼らのスケジュールがどうなのか私は今確認していません

が、どういう形で対応させていただくかということはまた相談させていただきたいと思いますが、ですから、もしかしたら審査会ではない場で、何か非公式な場のようなもので議論していただくということもありうるかもしれません。

村山委員長 平山委員どうぞ。

平山委員 今日が最後のような言い方をされたので、それなら一言ということでも言わせていただきたいのですが、今の上條さんの意見も踏まえてのことです。社会のほうは私の専門ではないので、環境配慮上の観点からいいまして、私の委員としての意見としては、「建設後の騒音等の影響について予測評価を行うこと」というのを出しているのです。できるだけぎらぎらしないようにこういう言い方をしているのですが、これは読む人が読めば、要するに予測評価が行われていない、ということは環境影響評価が行われていないという意味になります。そんなものをここで通すのかという話になるわけです。これは本当は担当のかたか何かが個別に説明に来られるぐらいのことはされてもいいことを、私は言っているつもりなのですが、こういう意見を出したらそのとおり入れますということで、サッと通ってしまっているということなのです。このところだけでも、議論をするのであれば、時間をかけてやるだけの、この審査会の手続きが最初に戻るぐらいの中身があるようなことだと思います。

そもそも JICA は何を考えているのだとか、JICA のやり方というのは一体どうなっているのか、コンサルのやり方は一体どうなっているのかと、それを受けて我々はどこまで判断するのかということが全部含まれていますので、やり返せば、時間を幾らかけてもかけすぎることがないぐらいの中身にわたることを、私としては言っているつもりです。

そこを黙ってやっていて、環境影響評価という点で皆さんがどのような扱いをされるのか。要するに工事中の影響をミティゲートするために、ある程度のことをやれば大丈夫だから、だから環境影響評価をやったのだと。それで、一言で言えば、環境上の影響はないのであるということで済まされているわけですが、そういうことで JICA として、それから審査会として本当にそれでいいのかということがあると思います。

ですから、そのところは腰を据えてやってもおかしくないところではあるのです。その説明が一体どうなっているのかというのは、もう少しお聞きしたかったところです。

村山委員長 ご意見の趣旨は非常によく分かります。私自身もそう思う点がありますが、ただ、私の立場としては、そこはもう割り切ってやりたいと思っています。環境社会配慮ガイドラインをフル適用していないものについて、審査会が全面的に責任を負って答申を出すというのは基本的に無理ですし、もしそれをやろうとすれば最初の要請確認の段階から戻ってやらないといけません。もしそれができれば、スコーピングの「影響項目は何ですか」という段階で、今、平山委員のご指摘の騒音が入っていなければ、そこも指摘できたわけです。

平山委員 騒音だけを言っているわけではありません。

村山委員長 もちろんそうです。ですから、そういう段階でステップを踏んでやっていけば、今の各委員がご指摘のような点は相当程度解消されると私自身は思っています。しかし、いかにせん、パドマ橋については最終段階の報告書しか関わっていないということですので、

そこはちょっと割り切ってやらざるをえない。そうしないと、担当委員の方々に相当負担をかけることになってしまうと思っています。

そういう意味で、先程も申し上げましたが、答申案を一度提案したいと思います。さらに事務局側の事情もメールで送っていただいて、そのうえで JICA の方々に判断をいただきたい。それでもなおかつ議論をする必要があるという声が多ければ、次回そういった形を検討したいと思います。ということによろしいでしょうか。

それでは、議論の内容が個別案件に集中しましたが、パドマ橋についてはそういう形にしたいと思います。答申の形式も、AC.9-3 については先程の議論を踏まえて、その他の部分については、「協力事業に対する」というのを省いて、「環境社会配慮に関する総合的な判断を含む」という形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。あくまで「含む」ですから、これ以外の意見が出てきてもかまわないという形になると思います。よろしいですか。

それでは、今後は答申の形式をこういう形でとっていきたいと思います。その他、形式について何かご意見はありますか。

濱崎委員 最初の「協力事業に対する総合的な判断を含む」というところから、今「環境社会配慮に関する総合的な判断を含む」という表現になったということであれば、先程の上條さんの発言にもあったのですが、いわゆる審査会は環境社会配慮に関することだけを審査する、要するにそれに対して答申するということによろしいわけですね。いずれそのプロジェクトを行うに当たっては、例えば資金の話や技術的な話、それから先程のニーズについてもいろいろな事業ニーズがあると思います。そういうものを我々は、基本的に答申の中に入れていかないという意味によろしいのでしょうか。

上條 これは審査会のことですので、JICA が決めてしまってこうしてくださいというものではありませんが、環境社会配慮の「社会」というのは広いのだ、ニーズもあるのだという議論もあるかもしれませんが、環境社会に関することに限っていただきたいと思います。そういうつもりでこういう項目立てもしていますので。ですから、何度も繰り返すようになりますが、アプレーザルに関することを言われても、もしそういうご意見があれば、今回は、私は「そういうことは関係ないと思います」と答えるようになると思います。

満田委員 私の理解では、事業ニーズというのは、広く言えば、環境社会配慮の中に含まれているものだと思いますし、またガイドラインの文脈でもそのように読めるのではないかと思います。毎回毎回、事業ニーズについて議論になるとは思いませんので、いわゆる環境社会配慮、環境面、社会面の影響評価やミティゲーションの妥当性が議論になることが主だと思いますが、時と場合によっては、事業ニーズが議論の対象になることもありうると思いますが、いかがでしょうか。

村山委員長 それは事務局に問いかけるというよりは、審査会としてどうするかということだと思いますので、それを JICA のほうでどのように受け取られるかはまた別の話です。これは委員の方々の合意によるものだと思います。

佐本副委員長 話を蒸し返すようで申し訳ないのですが、例えばパドマ橋について、2002

年の事前調査報告書というものをを見せていただきました。これを見ていますと、やはり ADB と世界銀行は次のような理由で、このプロジェクトに対して慎重な態度を示しているわけです。例えば ADB については、接続鉄道が 180 km 分ない、こちらのほうが話としては先ではないですか。私は JICA のコーディネーターはとても真摯だったと思います。なぜかという、いわゆる橋を造りましょうと話をしたところ、要は相手方のバングラデシュのほうから、将来鉄道を通すかもしれないので、鉄道の分も加えてくれないかということで、事業部分が膨らんでいったというようなことをこの報告書から読み取りました。そういう意味では、「先に鉄道の話をしましょうよ」というようなことが、バングラデシュだけではなくて、インド国鉄も含めて議論が出てきた。そのことを ADB は踏まえたいうでコメントをしている。そういうことでは、ADB から出た案件がもう一つありますが、「当地の貧困削減に寄与することと理解しています」ということを含めて、やはり貴重なコメントではないかと思います。

世界銀行のほうもバングラデシュが貧困解決問題を抱えていると。バングラデシュに巨額の債務を生じさせるおそれがあるから、世界銀行としては慎重に対処せざるをえないというようなことを、議長の報告ですが、述べておられます。やはりこのような貴重なコメントを踏まえたいうでとなると、ここで例えば私ども環境社会配慮ガイドラインというのは、それほど狭い範囲ではなくて、少なくとも世界銀行とか何かと対応できるぐらいのレベルでもって範囲を考えていたわけですから、自分のほうから狭くして、これは字句では書かれている、書かれていないような議論に持っていきたくないと思うのです。むしろ、ここで本当にかかわるとなれば、文中の「開発ニーズ」の一言でその範囲の議論だってできるというように、字句上の面からしても議論が可能かと思います。ただ、世界銀行だの ADB だのに相談に行ったときに、やはりこういうところで慎重な態度をとっているというコメントとか意見は十分くみ上げたうで、やはり JICA はこの事業をやるのだというような姿勢をぜひ堅持してもらいたいという気がします。

そういう意味では、むしろ環境の範囲だとか、環境社会配慮の字句上の表現というところだけにあまり拘泥せずに、いろいろなところの意見やコメントというものを十分配慮のうで、考えていただきたいと思います。以上です。

濱崎委員 ということですと、例えば経済評価の部分ではエコノミストがこの場にいなければいけないだろうと思いますし、橋を造るのだったら橋梁のエンジニアが必要だろうと。そうなってくると、そういう方がいない、要するに専門家がないところで、我々がどこまで判断できるか。今ここに集まっているのは、環境面と社会面での専門家の方だと思います。その判断は当然専門家としてすべきことだろうと思いますが、それ以外に話が膨らんでいて、そこまで……。例えば、フェリーなどの判断は、私はしません。一般論としての質問はあるかもしれませんが、最終的にこれはおかしいなどということはいえないのではないかと思います。

和田委員 事業ニーズをどこまで考慮するかという点に関してですが、ガイドラインの 21 ページの基本的事項、これは JICA が相手国政府に求める環境社会配慮の要件ということですから

が、その環境社会配慮の中身として、2番、「このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない」。だから、これは環境社会の評価とその他経済的、財政的などの分析との密接な調和が図られなければならない、これらの分析は経済的なものとの調和で考えないといけないということになっておりますから、私の解釈では環境社会配慮の中に事業ニーズの考慮を入れるべきだと思います。

夏原委員 私も満田さん、和田さんのご意見に賛成です。ただ、我々がどこまで経済的な、あるいは社会的なニーズを考えなければならないかというのは、その案件が環境や社会に対してどこまで影響があるかによって変わってくると思います。

例えば、もしジュゴンが絶滅するような案件であつたら、それが本当に社会的に必要なかということは徹底的にこの場で議論しなければならないだろうと思いますし、そうではなくて、ほとんど環境にも社会にも影響がなければ、こんな言い方は変ですが、社会的ニーズがなくても別にここでそのことを問題にする必要はないと思っています。だから、その案件に対してめりはりをつけた議論をやっていけばいいのではないかと考えています。

田中副委員長 私は基本的に夏原委員のご意見に賛成です。答申の仕方だと思うのです。ですから、内容によってニーズも含めたさらなる検討などが必要だった場合には、例えば審査会として、経済面での専門家や財政の専門家のさらなる精査が必要ではないかといったことが我々の諮問の中に入ってくればいいということで、必ずしもここで出した諮問の中で検討して、最終的な結論までもっていく必要はないのではないかと考えます。

遠藤委員 今の意見に私も賛成です。委員の意見を主張しても切りがないので。ただ、先ほど作本委員が世界銀行、ADB の話をされましたが、国際援助機関である彼らは、経済に対するポリシーを持っています。我々が今やっている JICA 案は技術協力であつて、経済協力ではないわけです。世界銀行や ADB はファイナンサーとしての結論を出すに当たってアドバイスをしている。これが技術的に経済的にフィージブルかどうかというのを調査していると私は理解しています。ですから、あまり ADB、世界銀行のコメントどうのこうのというのは、レポートとしてサッと読む程度でよいのではないかと考えています。

もう一つ、これは過去（1980年代）の話ですが、タイがイースタン・シーボードという東部臨海開発計画を実施しようとしたときに、世界銀行は真っ向から反対したのです。タイにそんな能力はない、それは必要ないと。それを日本が二国間援助で、もちろんフィージビリティ・スタディをやって、どういう産業を持ってきたら、タイがどのぐらい農業国から軽工業化になるかということ、亡くなられた大来多三郎さんらが熱心にやっていました。日本の援助で実現したわけですが、そのおかげで、タイはいまや日本の援助は要らないとまでいわれているのです。東部臨海開発に対する日本の援助は感謝されています。一方、世界銀行、ADB のいうことをそのまま受けいれていれば、現在の経済発展はなかったのではないかと書かれています。日本は日本のやり方で援助をやるべきだというのが私の考え方です。

村山委員長 こういう機会は今後なかなか作れないような気がしますので、その他に、ご意見があればぜひ出していただきたいと思います。

文言としては先程ご提案したように、その他の中で「環境社会配慮に関する総合的な判断を含む」という形で、私自身はあまり制限はかけていないつもりです。あくまで「含む」という表現です。夏原委員にご指摘を頂いたように、案件毎で多分変わってくる部分があると思いますので、そこは各グループの中で合意が得られれば、かなり踏み込んだ表現になるかもしれませんが、そうでないかもしれないというような形になると思います。

ただ、私自身の個人的な見解を申し上げさせていただくとすれば、環境社会というのはかなり狭い見方もありますが、一方で非常に広い見方もあって、田中専門員が先程おっしゃったように、SEA などという戦略的なアセスメントになると、計画あるいは政策レベルの話になってきますから、そういう段階ではもう経済的な側面を考えざるをえないのです。それを考えないと何もやらないという案が一番いいということになってしまいます。

そういう意味では、完全に筋を入れるというか、経済的側面を排除するという形には多分ならないのではないかと。それは案件によって変わってきますが、特にマスタープランのようなレベルであれば、そういうところまで考えていかないと、より充実した配慮にはなっていないのだと思います。

田中(研) SEAをJICAで導入するのをどうするかという議論もありましたが、これはまだ現実には非常に難しい。でも、これからは入れていく案件も出てくると思います。

今日の議論をお聞きしていて、19回やって、中には2時間延ばしたりしてやりながらも、侃々諤々とやった内容の一つが今のこのテーマなのです。先程申し上げましたように、これをやるということを決めたうえで環境社会配慮をするのであれば、これは事業アセスそのものです。そうではなくて、計画アセスをやるのであれば、事業の本当の必要性をステークホルダー・ミーティングでどこまでやったかということは、当然議論すべき話だと私は思います。この審査会自体が環境社会配慮審査会ですので、ステークホルダー・ミーティングがどこまできちんと行われているかというようなところは、今後の特に新規案件のカテゴリAの場合には重要なテーマになってくるのではないかと思います。

そのあたりで、今日はご欠席の委員の方もおられますし、このテーマについて、もし他の委員の方もご意見があるのであれば、どこまでを実際議論するかというのは、その委員の方々のご意見も聞いたうえでご議論いただいたらどうかと個人的には思いました。

村山委員長 そうですね。恐らくフル適用の案件がこれから出てきて、スコーピング概要検討というあたりになってきた段階で、かなり個別具体的な議論になってくると思いますので、その段階で今のような話がかなり現実味を帯びてくるのだらうと思います。議論する機会が時間的になかなか取れそうにないというのも事実なのですが、できるだけそういった検討事項があるということは、委員の方々に共有していただいて、時間がある段階でまた議論をしていきたいと思っています。

それでは、AC.9-2と9-3については今のようなご意見を踏まえて、修正したうえで最終的

な形とさせていただきたいと思います。

では、次の担当委員の決定に移りたいと思います。

2. 担当委員の決定

上條 AC.9-4 を見ていただきたいのですが、これから3月にかけて議論していただくものが三つあります。それをご説明させていただきます。

1番目は今も諮問、答申をやっている最中のもので、以前、インテリムレポートだったのですが、今度ドラフトファイナルレポートが上がってきました、フィリピンのメトロマニラ排水機能向上計画です。これは本年度中に事業を全部終わるという予定がありまして、スケジュール上、諮問と答申という形が取れないという事情があります。インテリムレポートについて一度ご説明して、質疑応答もしたということですので、2月23日頃をめぐりにドラフトファイナルレポートをお送りして、1週間後ぐらいにはコメントを頂き、3月9日に審査会を開く予定があるのですが、その場で頂いたコメントと、それに対するJICAの意見を踏まえながら、ドラフトファイナルレポートの説明をさせていただきます。

ですから、諮問と答申という形は取らなくて、報告という形で最後は終わらせていただきたい。これは可能な範囲の適用でやっています、契約の都合があって、3月中にはファイナルレポートを仕上げたいという事情があるということです。

2番も経緯がありまして、これはまだ内容検討段階の少し手前なのです。ですから、諮問をかける段階よりも少し手前の状況です。ただ、本年度末の状況を一応ご説明して、またアドバイスを頂きたいということで、報告という扱いにしています。アドバイスを頂いて、それを担当事業部は来年度の契約や調査のTORに反映させたいということです。これは本当に途中段階の報告をさせていただいて、それに対してコメントを頂きます。ですから、諮問と答申の形は取らないということです。

これは先程のグループでいいますと、第1グループのほうに振らせていただきたいと思っています。来週には資料をお送りして、2月21日には説明会を開かせていただきたいと思っています。3月2日までにコメントを頂いて、それをもとにJICAが中間段階の途中経過を報告させていただくことにしたいと思います。

三つめが、今少し話題になりましたカンボジアの第2メコン架橋というものです。今度、中間段階のものが上がってきます。これは第2グループの皆さんにお願いしたいと思っています。3月2日には皆さんに資料を配付して、3月9日の審査会のある日に説明をします。ここはスケジュールの関係上、少し時間的余裕があるのですが、3月18日まではコメントを頂いて、3月28日の審査会では答申案の協議をする。そして、4月の第1週には答申を決めたいと考えています。以上です。

3. 次回以降の審査会の開催

上條 また AC.9-1 を見ていただいて、次回以降のスケジュールですが、AC.9-2 の運営方

法が皆さんの承認を得たということで、今第10回にしていますが、2月21日は報告書の説明しかありませんので、審査会は開催しないで説明会のみ開催することにしたいと思います。ですから、グアテマラの担当ですので、第1グループの皆さんに午後2時に来ていただいて、そこで説明をしたいと思います。

そうしますと、少し順番が繰り下がって、3月9日は審査会でいうと第10回ということになりますが、そこではグアテマラの間段階の報告やフィリピンのメトロマニラ排水機能向上計画のファイナルレポートの報告の二つを議題にさせていただきます。三つめのカンボジアの第2メコン架橋建設計画については、時間帯をどうするか、担当の第2グループの皆さんとご相談したいと思います。審査会の前にやるか、審査会が終わったあとにやるか、案件の説明会をさせていただきたいと思っています。

3月28日、これも回数が繰り下がって11回になりますが、今はカンボジアの第2メコンの答申書の協議を予定しています。

4月以降は月曜日に開くということを予定しています。今のところ、兵庫センターがずっと取れますので、一応テレビ会議の用意はしてあります。以上です。

比嘉 すみません、今の件で1件だけ訂正させていただきたいと思っています。3番目のカンボジア第2メコン架橋建設計画のスケジュールについてですが、3月2日というのは、こちらの不手際で、これは課題部から環境審査室へ資料を上げていただく日であって、皆様にお送りしますのは3月4日を予定しております。

村山委員長 あとはけっこうですか。今のようなスケジュールで進めたいということですか。何かございますか。はい、和田委員。

和田委員 確認ですが、次回は説明会のみで、その対象は担当委員のみという意味ですね。

村山委員長 はい、提案ではそういうことになります。

田中副委員長 スケジュール上の確認ですが、今の資料配付の日にちは、我々の手元に資料が届くのがこの日にちと考えてよろしいですか。

上條 その日までに送りしたいと。

田中副委員長 分かりました。

村山委員長 諮問という形を取らないということですから、お送りするときに、そのあたりを明確に示していただいて。今日、ご欠席の方もいらっしゃいますから。

それではよろしいでしょうか。もし、ないようでしたら、他にその他という項目もありますので、言い残したことがあればぜひご発言いただきたいと思います。よろしいですか。

4. その他

上條 その他で、答申のことなのですが、皆さん、ご自身の担当する案件について、パドマ橋のことは先ほど議論があったのですが、それ以外の二つについて、私どもとしてはメールベースでも担当委員の方のご意見も聞いていますので、ほぼこれでセットだと認識しています。この第2号のカンボジア国道一号線、第3号フィリピンメトロマニラ排水機能向上計

画、この二つはほぼこの体裁で、村山委員長に最終的な了解を頂いて、セットという予定にしています。これは、今日ご欠席の方もいらっしゃるので、メールで最終的な連絡はさせていただきますが、最終確認をお願いしたいと思います。

村山委員長 これは個別に各委員で確認していただくということですね。よろしいでしょうか。ないようでしたら、今日の審査会はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。